都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

建築安全課に なお、 この おいて閲覧できます。 開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメント 部まちづ ŋ 進局

令和六年十二月十三日

奈良県知事 山 下

真

一 許可番号

令和 六年三月二十五日奈良県指令建第一一二—一〇八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済 証 令和六年十二月三日建第 _ \bigcirc 四二九号

公共施設に関する工事 の検査済証 令和六年十二月三日建第五九七六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大泉一一一番一及び一一二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字大泉一一一番地の一

株式会社桜井自動車工業 代表取締役 上東伸啓

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大泉一一 一番一及び一一二番一の各一部

一許可番号

令和六年十二月六日奈良県指令建第一一二Ⅰ一○○号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事 \mathcal{O} 検査済証 令和六年十二月四日建第一○四三○号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字十六面一六八番一、 _ 六九番一、 七四番一、 七五番一、

七 七番一及び一七八番 並 びに大字保津二六五番一、 二六六番一、 二九六番、 二九七

番及び二九八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字田井一六六一四

一許可番号

令和六年十一月二十五日奈良県指令建第一 --- 兀 七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十二月六日 建第一〇四三一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市笛堂一七七番九、一八〇番六及び六二七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町二六二番地の一一

池田英児

許可番号

令和六年十月四日奈良県指令建第一一四ー一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十二月六日建第一○四三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡田原本町大字宮古二三一番三及び二三一番九 \mathcal{O} 各 部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市筒井町六二七番地一 クレ ル郡山筒井七〇一号

戸嶋義隆